

一、右工部部に於て申議國三加文シテ若クハ行動ヲ妨害スル
 モトトモタルモ一ニ申議國三加文シテ若クハ行動ヲ妨害スル
 一、工部長ノ別新田切部ニ對シテ長吉新部
 一、別新田切部ニ對シテ長吉新部
 一、別新田切部ニ對シテ長吉新部
 一、別新田切部ニ對シテ長吉新部

善事は七月七日合社に對し、餘味
 の要求を提出したが合社職員は社
 長不在を口實になさげなくも善事
 の要求を拒絶したのみならず工場
 の秩序保全に名を藉りて工場を閉
 鎖し來の障子所を知らず遂に於て
 か我等は何日迄も社会の不安を見
 るに及び又切實に産業を愛する
 我等は一日も早く解決せしむるた
 め二十三日合社後日使ミ合見シ
 たが猶も迄無能なる彼等合社後日
 は依然として社長不在の障子所を
 藉りて閉鎖の方法を則示し其後日
 遂に閉鎖の障子所を閉鎖し其後日
 の人権を奪はんと欲する等々我等
 等々九辨と斷然一週十の障子所
 は閉鎖せり然るに我等合社後日
 後日閉鎖せり然るに我等合社後日
 り我等の障子所には閉鎖せり然る
 る等々の者等は閉鎖せり然るに
 り我等の障子所には閉鎖せり然る
 流しなすとの障子所には閉鎖せり
 かしたるため罷工決議を重けて宜
 言す

而シテ一方此ノ如キ宣傳トシテ市内外各處ニ貼リ付ケ職工ノ同ノ結束ヲ望ム
 事ナリ。

或工部長ニシテ長吉新部ノ承認ヲ得テリト稱シテ種々連達シタルモ
 ノマール由ナルモ実行委員長ノ連達ノ外信不マカラス

申議國本部

千四百名ヲ連達シテ工部長中ニ「罷工國長吉新部ノ承認ヲ得テる全部
 就義スル事トシテ」ト稱シ先部下職ニ連達シ其後日新部ヲ知ラセ
 モノアリモ其ノ罷工國切部ニ對シテ之急遽最吉新部有ラズ可キハ「清議
 ヲナシ」ト稱シ先部下職ニ連達シ其後日新部ヲ知ラセ

二十四日職工製屋附近ニ部同隊ヲ以テ満々令社側ニ味方スル工部長一
 國モアリ又申議國ノ新部及職工等アリテ長吉巧妙ニ出動ノ部隊ト稱
 シ此等防上者ニ對シテ